

令和5年4月5日

入札参加を希望される業者 様

伊賀建設事務所長

災害復旧工事（過年度災も含む）における指名競争入札の活用について（試行）

伊賀建設事務所では、平成29年度から※災害復旧工事（過年度災も含む）の発注にあたって、新三重県建設産業活性化プラン（平成29年4月）に示された具体的な取組を推進するため、原則すべての※災害復旧工事（過年度災も含む）を対象として、指名競争入札を導入しています。

本年度についても、前プランを引き継ぐ、第三次三重県建設産業活性化プラン（令和2年4月）を踏まえ、入札参加業者数の改善を図り、地域の建設企業の受注機会を確保するため、指名競争入札を活用していきます。

また、土木一式工事の競争入札参加者の指名にあたっては、公共工事の適正な施工の確保、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保などを目的として、令和5年4月5日付けで伊賀建設事務所が掲示した「土木一式工事・舗装工事における入札参加資格の運用について」の「1. 一般競争入札（土木一式工事）における入札参加資格について」の当該発注ランクより上位ランクの業者の指名も考慮し、三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱に基づき決定します。

なお、工事の内容等により、発注方法を変更する場合があります。

本試行は令和5年4月5日以降に指名通知する※災害復旧工事（過年度災も含む）に適用します。

※災害復旧工事とは、道路、河川及び砂防設備災害復旧工事、河川埋塞災害工事、急傾斜地災害緊急対策工事を指します。